

神戸市総合評価落札方式 ガイドライン

令和7年4月

建設局技術管理課
(神戸市工事請負総合評価委員会事務局)

目次

1. はじめに	2
2. 総合評価落札方式とは	2
3. 対象工事と型式	3
4. 事務の流れ	4
5. 落札者の決定方法	7
6. 総合評価委員会と審査会	8
7. 入札結果の公表	8
8. 履行義務と違反に対する措置	9
9. 技術資料の添付資料例	11
10. 基礎点制度	16
11. 関係法令・規定等	16

1. はじめに

経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素（技術力等）を考慮し、価格と品質が総合的に優れた契約への転換を図るため、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等を基本理念とし、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮した契約を確保することを目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法）」が平成17年1月に施行され、現在まで数回の改定が行われています。

総合評価落札方式は、「品確法」の理念に基づき普及拡大している入札契約手法であり、神戸市においても取り組みを進めています。本書は、神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領を補完し、神戸市が取り組む総合評価落札方式に関する基本的事項を示すものです。

2. 総合評価落札方式とは

「総合評価落札方式」とは、入札価格と価格以外の要素（技術提案や実績など）を数値化した「評価値」の最も高い者を落札者とすることにより、予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定するものです。価格以外の要素についても評価するため、必ずしも最低価格を提示した入札参加者が落札者とはなりません。

《総合評価落札方式により期待する効果》

- 発注工事の課題・重要事項について具体的な技術提案を求め、施工業者が持つ技術力や施工上の工夫（ノウハウ）を評価し契約に反映できることから、発注工事の課題等に対し効率よく対処でき、工事目的物の性能や品質の向上に資することになります。
- 技術提案や施工能力を評価することにより、施工業者における新技術の開発及び利用を促進し、建設業の将来にわたる担い手育成にもつながります。
- 価格以外の要素を評価し入札に反映することから、談合等の不正防止に効果があります。

3. 対象工事と型式

工事の特性（工事の種類、規模、難易度、技術的工夫の余地等）に応じて、「神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領」に定めるとおり、対象工事、型式を決定します。

「神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領」は、「兵庫県電子入札共同運営システム」の「各種規定（工事）①」よりご確認ください。

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1002010041625/index.html>

①WTO型

予定価格 27 億 2 千万円以上の工事に適用します。

②標準型

予定価格 5 億円以上の工事に適用します。

ただし、技術的難易度が比較的高くない場合（材料費が大半、簡易な施工の繰返し等）など、企業の施工能力等を確認することで評価が可能と考えられる場合には、簡易型（実績確認型）を適用することがあります。

③標準型（高度技術評価型）

予定価格 5 億円以上の工事で高い技術力を必要とする施工規模の大きな工事に適用します。

④簡易型（実績確認型）

土木工事は予定価格 1.5 億円以上の工事に適用します。

建築、プラント工事は、予定価格 1 億円以上、建築設備工事は、予定価格 5 千万円以上の工事に適用します。

⑤簡易型（社会貢献評価型）

土木工事で、予定価格 5 千万円以下の舗装工事等で、技術的難易度が低い工事に適用します。

※上記条件以外でも工事内容に応じて、総合評価を適用することがあります。

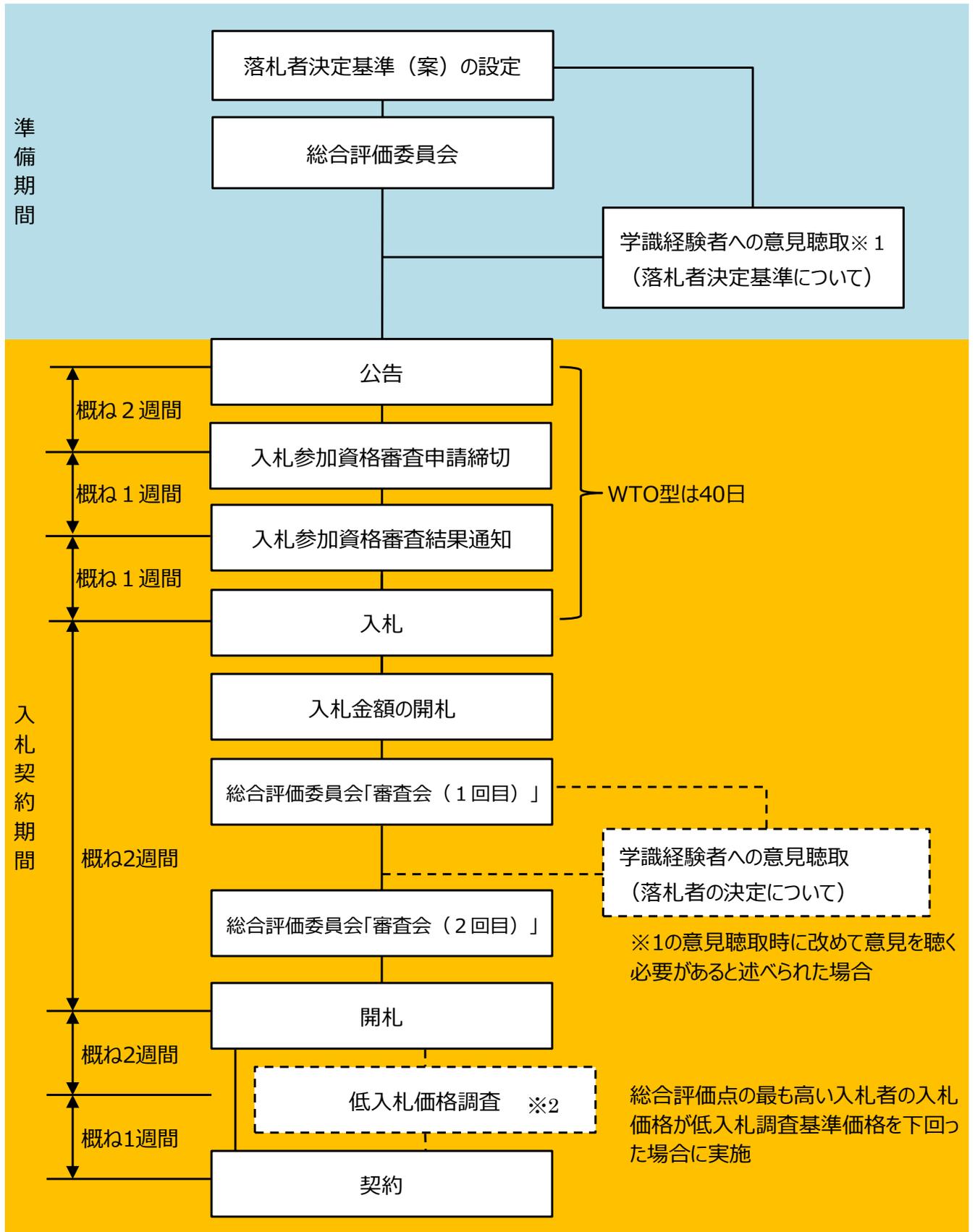
【合併入札について】

合併入札工事のうち、工事担当課が複数にまたがる工事の場合は、合併する工事のうち、1 件でも適用条件を満たす場合に、原則として総合評価を適用します。適用条件を満たす工事が複数の場合は、代表工事に対し、総合評価の型式及び評価項目を設定します。

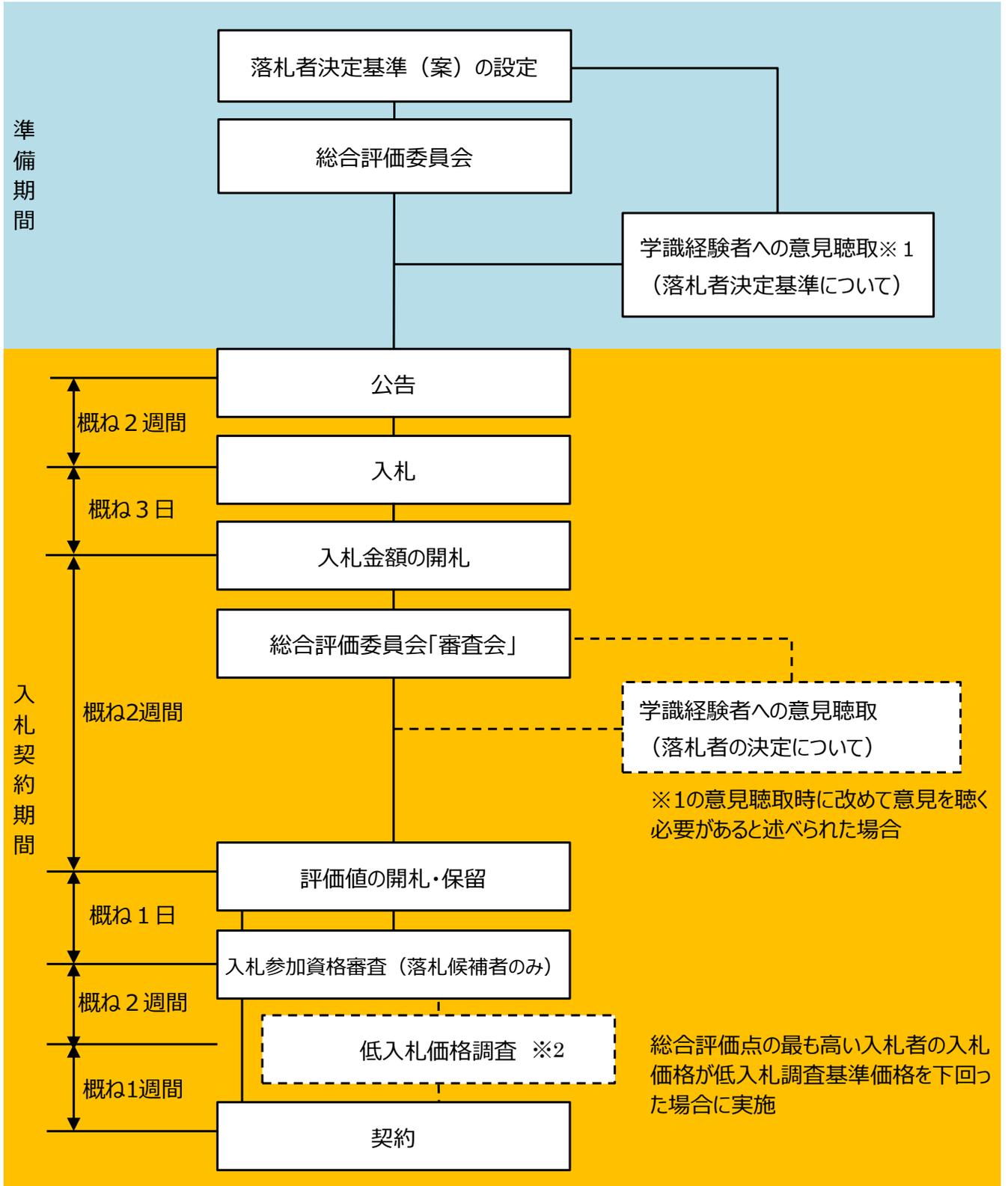
対象工事	総合評価落札方式以外の工事	土木工事	建築工事 プラント工事	建築設備工事	
(R6.4より) 27億2千万円	一般競争入札	WTO型	WTO型	WTO型	
5億円	制限付 一般競争入札	標準型 標準型 (高度技術評価型)	標準型 標準型 (高度技術評価型)	標準型 標準型 (高度技術評価型)	
1.5億円		簡易型 (実績確認型)	簡易型 (実績確認型)	簡易型 (実績確認型)	
1億円		適用可	適用可		
5千万円		簡易型 (社会貢献評価型) ※希望の場合		適用可	適用可
1千万円		対象外	対象外	対象外	対象外
予定価格 (税込み)					

4. 事務の流れ

(1) WTO型、標準型、標準型（高度技術評価型）における事務の流れ



(2) 簡易型（実績確認型・社会貢献評価型）における事務の流れ



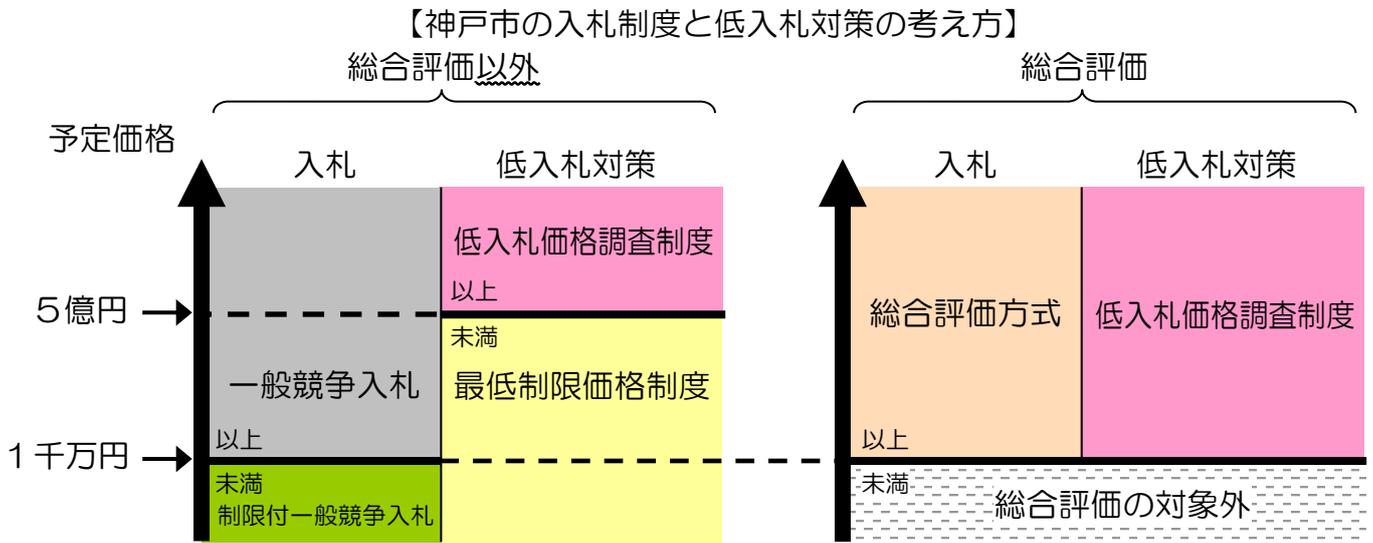
※1 学識経験者への意見聴取について

総合評価落札方式による入札については、地方自治法施行令（第167条10の2第4項）に、「落札者決定基準を定めようとする時には、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」と定められています。

神戸市では、同施行令に基づき、市外部の学識経験を有する方より意見を伺っています。

※2 低入札価格調査について

総合評価落札方式の対象工事には、予定価格に関係なく、低入札価格調査制度が適用されます。低入札調査基準価格未満で入札した落札候補者に対しては、低入札価格調査手続要綱に基づく調査を行い、低入札価格調査には下記に示す失格基準価格が設定されています。入札価格が失格基準価格を下回ると落札候補者となることができません。



【低入札価格調査基準価格の算出方法】

全体額：直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%
 （100円未満切捨て）に、消費税相当額を加えた額
 ただし、合計額が設計金額の3分の2に満たない場合は設計金額の3分の2（100円未満切捨て）
 に、消費税相当額を加えた額。

【低入札価格調査対象工事に係る失格基準価格の算出方法】

全体額：直接工事費×94%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%
 （100円未満切捨て）に、消費税相当額を加えた額。

5. 落札者の決定方法

(1) 評価値の算出

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」〔標準点（100点）＋加算点〕を入札価格で除して評価値を算出する除算方式を採用しています。
評価値の最も高い入札参加者が、落札者となります。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点（100点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times 10^7$$

（小数点第4位切り捨て）

(2) 評価項目

総合評価落札方式の型式に応じ、個々の工事について評価項目及びその内容を定め、提出された技術資料（技術提案及び企業の施工能力等）を基に評価し、技術評価点を決定します。各型式の評価項目及び配点表は「神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領」の通りです。

(3) 技術提案の評価基準

- ・評価は「絶対評価」で行います。
- ・現地の条件等を踏まえたうえで、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価します。
- ・また、その技術提案の工夫を実現するための具体的な根拠の有無により評価します。
- ・確実性とは、上記項目に対し、その措置を行うことによって得られる効果が、数値的な根拠や理論的な理由により示されるなど、その効果が確実に得られる度合いをいいます。
- ・重要度とは、上記項目に対し、その措置を行うことによって達成しうる効果や影響のうち、優先して採用すべき重要な措置の度合いをいいます。
- ・過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）や、内容があいまいなものは、加点の対象としません。

(4) 参考

- ・オーバースペックについては、「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」（平成23年3月国土技術政策総合研究所）を参考にしてください。
- ・内容があいまいな記述の例として、「〇〇等を行う」、「必要に応じて〇〇する」、「可能な限り〇〇する」などがあります。
- ・提案内容を履行する時にデメリットが発生するような場合は、そのデメリットへの対策についても記載することも、その提案の確実性の根拠に繋がります。
- ・履行できるかどうか第三者が関わるような提案（例：「周辺民地を借りて〇〇します」「〇〇との協議を〇〇までにします」など）は、確実性に乏しいという理由で加点の対象とはできない場合があります。

6. 総合評価委員会と審査会

神戸市工事請負総合評価委員会設置要領に基づき、①神戸市工事請負総合評価委員会（以下、総合評価委員会という。）及び②総合評価委員会技術審査会（以下、審査会という。）を設置しています。

①総合評価委員会

総合評価委員会は、本市の課長級職員で構成され、以下の事務を行います。

- ・総合評価落札方式の実施方針に関すること
- ・総合評価落札方式を適用する工事の決定に関すること
- ・評価基準の設定に関すること
- ・学識経験を有する者の意見に関すること
- ・技術評価点に対する苦情の申し立てに関すること
- ・その他必要が生じた事項

②審査会

審査会の審査員は、工事案件毎に、総合評価委員会の委員等から委員長が指名します。審査会では、以下の事務を行います。

- ・技術資料を審査及び採点し、技術評価点を決定すること
- ・履行義務違反に対する措置の実施に関すること
- ・その他必要が生じた事項

審査会では、各審査員には、入札参加者の企業名と入札金額を非開示（隠した状態）で審査及び採点を行います。（※落札者決定まで審査員が知り得ることはありません。）

7. 入札結果の公表

入札結果は、「兵庫県電子入札共同運営システムの神戸市ページ」で公表しています。

HP：<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/genre/1002020410043/index.html>

※技術提案の点数の内訳については、事務局より回答します。請求方法、様式などは、下記をご覧ください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/sogo_hyouka.html

8. 履行義務と違反に対する措置

(1) 履行義務について

総合評価において、評価の対象となる技術提案等は落札者決定の要素の一つであり、原則として落札者の提案した技術提案には履行義務が発生します。ただし、審査の結果として加点しないと判断した提案については、履行義務は発生しません。

履行義務については、入札結果公表後、本市より落札者に対して通知します。

履行義務を通知した技術提案については、原則として設計変更等の対象としません。

履行義務を通知した項目については、履行状況の確認を行います。

(2) 履行状況の報告

最終契約変更後速やかに、監督課に履行状況の報告を行ってください。市内企業比率または地元下請率の場合は、最終の施工体系図、下請との契約書の写し(金額の記載があるもの)、報告書(市内企業比率：様式 16 号、地元下請率：様式 17 号)を監督課に提出してください。

月単位の週休2日達成確約の場合は、休日取得計画・実績表で確認するため、別途提出する報告書はありません。

(3) 不履行が生じた場合について

不履行が生じた場合、落札者は工事監督課に書面により不履行となった理由を提出して下さい。

(4) 履行義務違反に対する措置

不履行の理由が落札者の責によると認められるときは、下記の措置を実施することになります。

指名停止の適用	指名停止の適用(3ヶ月)
工事成績評価における減点	指名停止措置に伴い、20点を減点します。
総合評価における減点	履行義務違反後2年間、神戸市総合評価落札方式において2点を減点します。

なお、履行状況の評価及び措置の実施に関しては、神戸市工事請負総合評価委員会において審議することとしております。

履行義務違反の有無については、工事成績評価通知書に記載し落札者に対して通知します。

(5) 履行義務の流れ

履行義務の流れは次ページのとおりです。

• 技術提案に履行義務がある場合



- ・月単位の週休2日達成確約、市内企業比率または地元下請率に履行義務がある場合



9. 技術資料の添付資料例

技術資料の添付資料例となります。技術資料作成の際の参考に御活用ください。

技術資料の様式は、「兵庫県電子入札共同運営システム」の「入札説明書共通事項・申請に必要な書式（工事）②」より入手してください。

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1663117953827/index.html>

(1)【企業の実績等】同種工事の実績（神戸市）

別記様式第1

(公印省略)
 神〇〇第〇〇号
 令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇 様

神戸市長

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知いたします。
 なお、評定の結果に疑問があるときは、本市に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。
 説明請求に対する回答は、書面によりいたします。

工 事 名	(契約番号 〇〇〇〇-〇〇) 〇〇〇〇工事	
工事成績評定結果	評定 〇 点	
評 定 結 果 の 内 訳		
評価項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	〇 / 〇 点
	II. 配置技術者	〇 / 〇 点
2. 施工状況	I. 施工管理	〇 / 〇 点
	II. 工程管理	〇 / 〇 点
	III. 安全対策	〇 / 〇 点
	IV. 対外関係	〇 / 〇 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	〇 / 〇 点
	II. 品質	〇 / 〇 点
	III. 出来ばえ	〇 / 〇 点
4. 工事特性(加点のみ)		〇 / 〇 点
5. 創意工夫(加点のみ)		〇 / 〇 点
6. 社会性等(加点のみ)		
7. 法令遵守等(減点のみ)		
評定点合計(四捨五入により整数とす)		
総合評価落札方式における履行義務違反		無
工事の 技術的難易度	工事 区分 (〇.〇.〇)	—
		技術的難易度評価 —
週休2日工事達成状況	対象外 <input type="checkbox"/> 4週8休 <input checked="" type="checkbox"/> 4週7休 <input type="checkbox"/> 4週6休 <input type="checkbox"/> 未達 <input type="checkbox"/>	

各工事で求める工事区分（建物機能）
 に該当している場合に加点します。

(注) 本通知書の内容に関しては、神戸市のホームページに掲載している工事成績評定要領をご参照ください。(ホームページURL <https://www.city.kobe.lg.jp/>)

※ 履行義務違反の内容

【説明請求に関する問合せ先】

(工事担当課)

神戸市〇〇課

TEL 078-

(2)【企業の実績等】社会的制約条件に配慮すべき工事の実績

登録内容確認書（工事实績）

御中

以下の内容は一般財団法人日本建設情報総合センターに工事实績として登録されていることを確認しました。

※登録内容確認システムの利用（発注機関）：利用していない

登録工事情報	
登録種別	竣工登録
受付年月日	
登録年月日	
登録番号	
件名	
請負金額（税込）	
契約工期	
発注機関名	
設計書コード	
契約方式	
受注形態	
請負者名称	
工事概要	「社会的制約条件に配慮すべき工事」

※登録内容の詳細は「当該工事の登録履歴」および「工事实績データ（明細）」を参照してください。

工事概要に「社会的制約条件に配慮すべき工事」の記載がある場合に加点します。

(2) 【配置予定技術者の能力】同種工事の実績

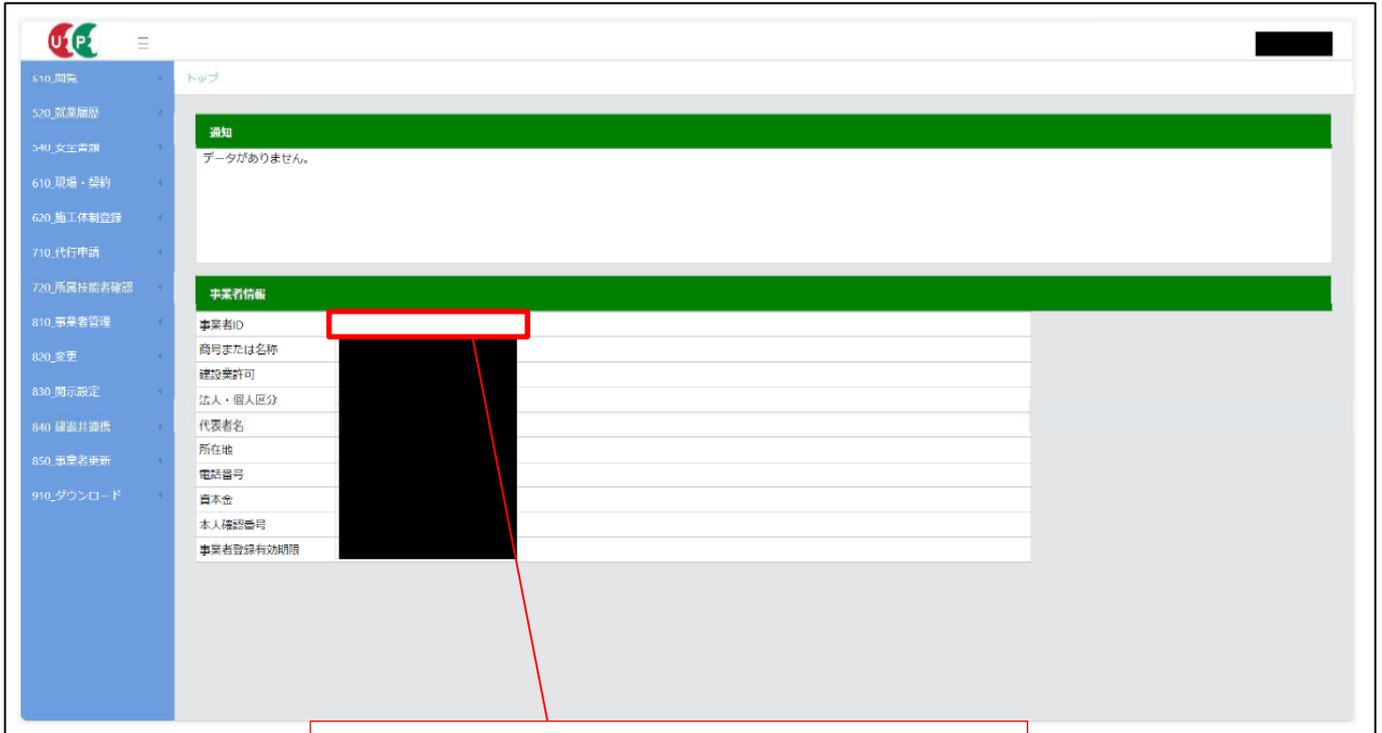
工事実績データ (工事データ)		
施工場所規制等	施工地域	[Redacted]
	夜間工事の有無	
	交通規制の有無	
	交通規制道路の種類	
	規制道路の交通量	
	規制車線数	
	交通の確保手段	
	近接施工の有無	
工事概要	[Redacted]	
工事実績データ (技術者データ)		
技術者情報 (1)	役割	[Redacted]
	所属企業ID	
	所属企業の許可番号	
	所属企業名	
	技術者ID	
	氏名	
	氏名フリガナ	
	生年月日	
	監理技術者資格者証番号	
	従事期間	
技術者情報 (2)	役割	監理技術者
	所属企業ID	[Redacted]
	所属企業の許可番号	
	所属企業名	
	技術者ID	
	氏名	
	氏名フリガナ	
	生年月日	
	監理技術者資格者証番号	
	従事期間	

各工事で求める同種工事の条件に該当し、監理技術者として完了した工事の場合に加点します。

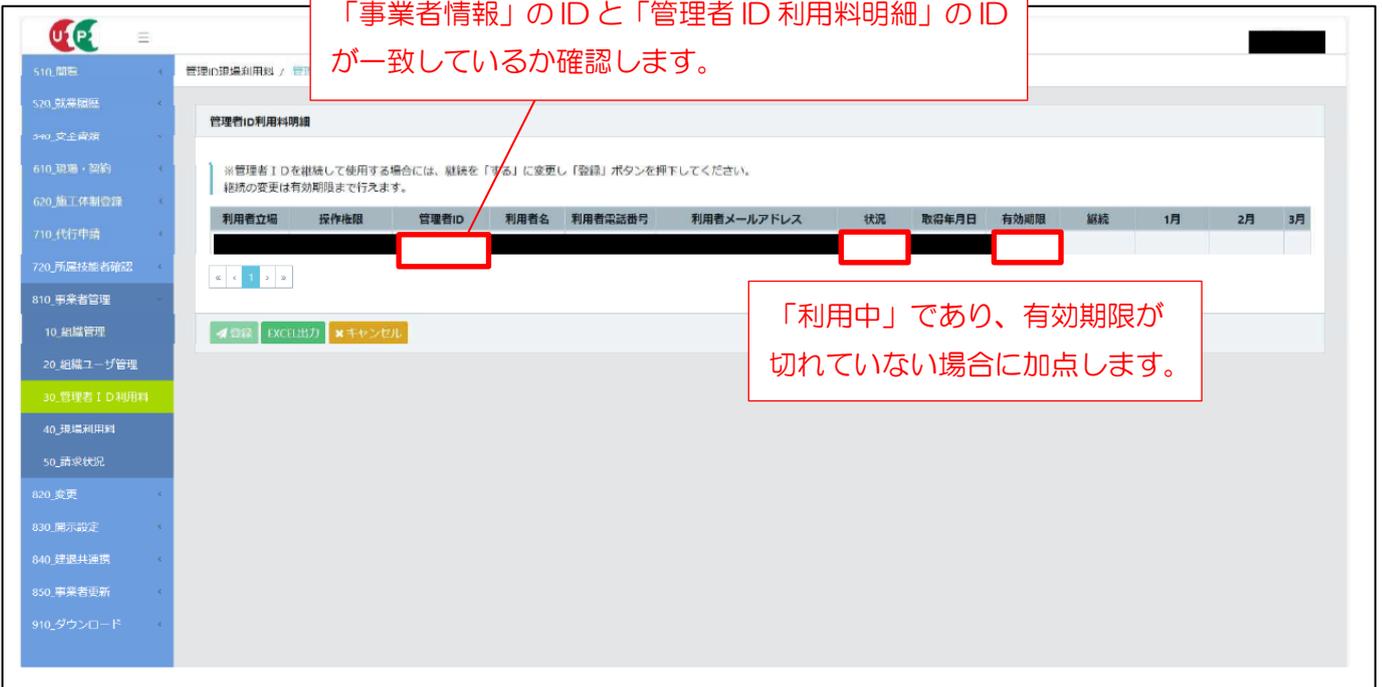
工事実績データ (技術者データ)			
技術者情報 (1)	役割	現場代理人	
	所属企業ID	[Redacted]	
	所属企業の許可番号		
	所属企業名		
	技術者ID		
	氏名		
	氏名フリガナ		
	生年月日		
	監理技術者資格者証番号		[Redacted]
	従事期間		
技術者情報 (2)	役割		[Redacted]
	所属企業ID		
	氏名		
	氏名フリガナ		
	生年月日		
	監理技術者資格者証番号		
従事期間			

現場代理人もしくは主任技術者としての実績の場合は、監理技術者資格者証番号の記載の有無を確認します。

(3) 【地域貢献等】CCUSの導入



「事業者情報」のIDと「管理者ID利用料明細」のID
が一致しているか確認します。



「利用中」であり、有効期限が
切れていない場合に加点します。

管理者ID利用明細							作成日：〇〇〇〇/〇〇/〇〇		
事業者ID：〇〇〇〇〇		事業者名：〇〇〇〇株式会社					単位：円（税込）		
利用者立場	操作権限	管理者ID	利用者名	利用者電話番号	利用	〇月	〇月	〇月	
事業者責任者	事業者責任者権	〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇	〇	〇	〇	
第一階層管理者	第二階層管理者	〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇	〇	〇	〇	
事業者計						〇	〇	〇	

「管理者ID利用料明細」について、
Excel出力した資料は証明書類として
認めません。

10. 基礎点制度

(1) 概要

評価項目のうち、事前評価が可能な項目をあらかじめ評価することで、入札時における技術資料（根拠資料）提出の簡素化を図る制度です。

(2) 対象となる評価項目（11項目）

- ・過去2年間の神戸市発注工事における事故の有無
- ・品質・環境への取組
- ・過去1年間の工事成績（60点未満の取得の有無）
- ・過去2年間の神戸市発注工事における総合評価での履行義務違反
- ・過去5年間の神戸市優良工事認定（表彰）における企業としての認定（受賞）実績
- ・若手技術者の育成に関する取組
- ・過去1年間のICT活用工事の実績の有無
- ・過去3年間の社会的制約条件に配慮すべき工事の実績の有無
- ・災害活動等への取組
- ・過去5年間における災害復旧工事等の実績
- ・社会貢献の取組

(3) 活用手順

① 神戸市HPより、様式を入手

https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/sogo_hyouka.html

② 基礎点制度申請要領に基づき記入した申請書 及び 根拠資料を事務局に提出

③ 事務局より配付する確認書を受領

④ 案件毎に確認書を添付（技術資料に添付）

※申請内容に変更があれば必要に応じて更新の申請を受け付けます。（根拠資料の期限切れ等）

11. 関係法令・規定等

- ・地方自治法施行令
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ・神戸市契約規則
- ・神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領
- ・神戸市工事請負総合評価委員会設置要領
- ・低入札価格調査手続要綱
- ・神戸市指名停止基準要綱